

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

| | ◇ 告 示 | ページ |
|---|--|-----|
| ○ | 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 | 2 |
| ○ | 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 | 3 |
| ○ | 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 | 5 |
| | ◇ 消 防 局 | |
| ○ | 北九州市消防局部長以下専決規程の一部を改正する訓令【消防局予防部指導課】 | 6 |
| | ◇ 上 下 水 道 局 | |
| ○ | 収納取扱金融機関の変更【上下水道局総務経営部経営企画課】 | 8 |
| ○ | 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 | 9 |
| | ◇ 区選挙管理委員会 | |
| ○ | 筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧【八幡東区選挙管理委員会事務局】 | 10 |

北九州市告示第 378 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 46 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第 51 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 10 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

| 事業所又は施設 | 事業所又は施設の設置者 | 事業の主たる対象者 | 事業所番号 |
|--|---|-----------|------------|
| ヘルパーステーションみどり 北九州市戸畑区 銀座二丁目 6 番 5 号 | 合同会社緑風会 代表社員 渡邊 緑 北九州市戸畑区銀座二丁目 6 番 35 号 | 特定なし | 4016400428 |

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

| 事業所又は施設 | 事業所又は施設の設置者 | 事業の主たる対象者 | 事業所番号 |
|--|---|-----------|------------|
| ヘルパーステーションみどり 北九州市戸畑区 銀座二丁目 6 番 5 号 | 合同会社緑風会 代表社員 渡邊 緑 北九州市戸畑区銀座二丁目 6 番 35 号 | 特定なし | 4016400428 |

2 廃止年月日

令和 2 年 7 月 31 日

北九州市告示第379号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

| 事業所又は施設 | 事業所又は施設の設置者 | 事業の主たる対象者 | 事業所番号 |
|---------------------------|---|-----------|------------|
| どんぐり 北九州市小倉北区黄金二丁目2番1号 | 株式会社ユニット 代表取締役 石井隆道 山口県周南市大字久米1253番地の23 | 特定なし | 4017801632 |

(2) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

| 事業所又は施設 | 事業所又は施設の設置者 | 事業の主たる対象者 | 事業所番号 |
|-------------------------------------|--|--------------|------------|
| 就労継続支援B型事業所 春の音 北九州市若松区本町二丁目9番4号 | 株式会社コール 代表取締役 高橋由紀子 北九州市八幡西区折尾二丁目5番20号 | 知的障害者及び精神障害者 | 4016500466 |
| インクル門司港 北九州市門司区旧門司一丁目11番6号 | 社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会 理事長 小松啓子 北九州市戸畑区沖台二丁目4番8号 | 知的障害者 | 4017600414 |

(3) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

| 事業所又は施設 | 事業所又は施設の設置者 | 事業の主たる対象者 | 事業所番号 |
|---------|-------------|-----------|-------|
| | | | |

| | | | |
|---|---|---------------|------------|
| 多機能型事業所 キートス 北九州市門司区 二夕松町1番2 7号オーシャン ビル102号室 | 株式会社オーシャン 代表取締役 大川明子 北九州市門司区二夕松町 1番27号 | 重症心身障 害児以外 | 4057600027 |
|---|---|---------------|------------|

(4) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

| 事業所又は施設 | 事業所又は施設の設置者 | 事業の主たる対象者 | 事業所番号 |
|---|---|---------------|------------|
| 多機能型事業所 キートス 北九州市門司区 二夕松町1番2 7号オーシャン ビル102号室 | 株式会社オーシャン 代表取締役 大川明子 北九州市門司区二夕松町 1番27号 | 重症心身障 害児以外 | 4057600027 |

2 指定年月日

令和2年8月1日

北九州市告示第 380 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 58 年北九州市告示第 78-10 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 10 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

5 航行補助施設の港務通信施設の表の項中

| | | | | |
|------------------|-------------|-------------|-------|--------------|
| 下関市大字関 後地村火の山 | 電波の型式及び周波数 | | | |
| | F 3 E | 1 5 6 . 6 0 | M H Z | (1 2 チャンネル) |
| | F 3 E | 1 5 6 . 7 0 | M H Z | (1 4 チャンネル) |
| | F 3 E | 1 5 6 . 8 0 | M H Z | (1 6 チャンネル) |
| | F 3 E | 1 6 1 . 6 0 | M H Z | (2 0 チャンネル) |
| | F 3 E | 1 6 1 . 7 0 | M H Z | (2 2 チャンネル) |
| | 空中線電力 5 0 W | | | |

を

| | | | | |
|-----------------|-------------|---------------|--------------|--------------|
| 下関市大字藤 ケ谷無番地 | 電波の型式及び周波数 | | | |
| | F 3 E | 1 5 6 . 6 0 | M H Z | (1 2 チャンネル) |
| | F 3 E | 1 5 6 . 7 0 | M H Z | (1 4 チャンネル) |
| | F 3 E | 1 5 6 . 8 0 | M H Z | (1 6 チャンネル) |
| | F 3 E | 1 6 0 . 8 2 5 | M H Z | (6 4 チャンネル) |
| | F 3 E | 1 6 0 . 9 5 | M H Z | (7 チャンネル) |
| F 3 E | 1 6 1 . 6 0 | M H Z | (2 0 チャンネル) | |
| | 空中線電力 5 0 W | | | |

に

改める。

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の小倉の日明東 1 号岸壁荷さばき地の項中「6, 875. 95」を「2, 375. 95」に改める。

6 荷さばき施設の上屋の表の小倉の項中

| | | | | |
|----------|-------------|--------|------------|-----|
| 日明 5 号上屋 | 小倉北区 西港町 | 鉄骨造平屋建 | 1, 500. 00 | 2 級 |
|----------|-------------|--------|------------|-----|

を

| | | | | |
|-----------|-------------|--------|------------|-----|
| 日明 5 号上屋 | 小倉北区 西港町 | 鉄骨造平屋建 | 1, 500. 00 | 2 級 |
| 日明東 1 号上屋 | 小倉北区 西港町 | 鉄骨造平屋建 | 4, 500. 00 | 1 級 |

に

改める。

北九州市消防局訓令第3号

庁中一般

北九州市消防局部長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
。

令和2年10月1日

北九州市消防長 月 成 幸 治

北九州市消防局部長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市消防局部長以下専決規程（昭和61年北九州市消防局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条予防部長専決事項の項第6号中「新築等の延べ面積が500平方メートル以上の建築物に係る」を削り、「同意」の次に「（以下「確認の同意」という。）」を、「こと」の次に「（新築等の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）」を加え、同項第7号を次のように改める。

（7） 法第17条の3の2に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査（以下「消防用設備等検査」という。）に關すること（新築等の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）。

第2条予防部長専決事項の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同項第8号中「北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

（8） 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条及び北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号。以下「条例」という。）第56条に規定する特例の適用（以下「特例適用」という。）に關すること（新築等の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）。

第2条消防署長専決事項の項第4号を次のように改める。

（4） 特例適用に關すること（予防部長専決事項を除く。）。

第2条消防署長専決事項の項第5号中「予防部長の専決事項とされたもの」を「予防部長専決事項」に改める。

第3条指導課長専決事項の項第1号中「許可」の次に「又は認可」を加え、同項第2号中「通知」の次に「（建築設備に係る通知に限る。）」を加え、同項第3号中「の規定による」を「に規定する」に改め、「こと」の次に「（新築等の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）」を加え、同条消防署予防課長専決事項の項第2号中「新築等の延べ面積が5

00平方メートル未満の建築物（特例適用をするものを除く。）に係る」を削り、「こと」の次に「（予防部長専決事項又は消防署長専決事項を除く。）」を加え、同項第3号を次のように改める。

（3） 消防用設備等検査に関すること（予防部長専決事項又は消防署長専決事項を除く。）。

第3条消防署予防課長専決事項の項第4号中「の規定による」を「に規定する」に、「消防署長が建築物の確認の同意の事務を所管する建築物に係るものに限る」を「指導課長専決事項を除く」に改め、同項第5号中「（建築設備に係る通知を除く。）」を削り、「こと」の次に「（指導課長専決事項を除く。）」を加える。

付 則

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

北九州市上下水道局告示第33号

平成8年北九州市水道局告示第5号及び平成24年北九州市上下水道局告示第6号で告示した収納取扱金融機関について、次のとおり変更したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

令和2年10月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

| 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|----------|------------|-----------|
| 株式会社十八銀行 | 株式会社十八親和銀行 | 令和2年10月1日 |
| 株式会社親和銀行 | | |

北九州市上下水道局告示第34号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

| 指定番号 | 工事店の名称 | 代表者 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------|----------|------|---------------------|-----------|
| K-109 | 上村設備 | 上村正和 | 北九州市小倉北区三萩野二丁目6番24号 | 令和2年10月1日 |
| N-159 | 藤木建設株式会社 | 藤木 智 | 北九州市八幡西区大平三丁目16番10号 | 令和2年10月1日 |

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第4号

令和元年12月5日確定の筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次の要領で関係人の縦覧に供する。

令和2年10月1日

北九州市八幡東区選挙管理委員会
委員長 黒野まゆみ

- 1 場所 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 北九州市八幡東区役所内
北九州市八幡東区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和2年10月20日から令和2年11月3日まで 15日間
毎日午前8時30分から午後5時まで